

## 今回のテーマ 金融・証券税制のポイント

\*\*\*\*\*

金融・証券税制は、金融所得課税の一体化により、平成 28 年 1 月以降の改正事項があります。

### 1. 金融・証券税制の概要

#### (1) 概要

**利子・配当** ⇒ 譲渡損失との損益通算・繰越控除

**特定口座** ⇒ 利子・配当受入可、申告不要

**譲渡損益** ⇒ 利子・配当との損益通算・繰越控除

#### (2) 上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主等が支払を受けるものを除く。以下同じ）については、その支払の際に 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の税率による源泉徴収がされます。なお、支払を受けるべき上場株式等の配当等の額ごとに申告しないこと（申告不要）を選択することができ、また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

#### (3) 上場株式等の譲渡損失に係る損益通算及び繰越控除

平成 28 年分以後の各年分において上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限り。以下同じ）と損益通算することができます。また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後 3 年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

### 2. 改正のポイント

#### (1) 上場株式等

上場株式等の範囲	平成 28 年 1 月 1 日以後は、上場株式、公募株式等証券投資信託の受益権等に加え、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権等も「上場株式等」とされ、「公社債等」についても「上場株式等」と同様の取扱となります。
損益通算	平成 28 年 1 月 1 日以後は、「上場株式等」と「特定公社債等」の損益通算が可能となりました。
「特定公社債等」の特定口座受入	平成 28 年 1 月 1 日以後は、「特定公社債等」も特定口座で取扱うことができるようになりました。特定公社債等の特定口座への受け入れ期限は、平成 28 年 12 月 31 日までです。

#### (2) NISA 及びジュニア NISA の概要

	NISA	ジュニア NISA
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益	未成年者口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者（対象者）	口座開設の年の 1 月 1 日において 20 歳以上の居住者等	口座開設の年の 1 月 1 日において 20 歳未満又はその年に出生した居住者等
口座開設可能期間	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 35 年 12 月 31 日までの 10 年間	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 35 年 12 月 31 日までの 8 年間
非課税投資額	120 万円を上限 ※平成 27 年分以前は 100 万円	80 万円を上限

非課税投資総額	最大 600 万円 (120 万円×5 年間)	最大 400 万円 (80 万円×5 年間)
---------	-------------------------	------------------------

\*\*\*\*\*